

危ない！

## 「重要土地調査規制法案」学習会報告

八木巖

不戦へのネットワークでは5月11日、緊急企画として、「重要土地等調査及び利用規制法案」についての勉強会を飯島滋明さん(名古屋学院大学)にお願いして行いました。講演の概要について報告します。なおこの法案は6月1日に衆議院本会議で可決され、この後参議院で審議される。廃案にむけて多くの市民が声を上げています。(この報告は6月5日に書きました)。

講演全体の報告は紙数の関係で難しいので法案説明をメモ的にまとめ報告します。



### 法案の説明

#### 〈法案の内容〉

○重要施設(基地など)の周辺の区域内及び国境離島などの区域内にある土地等が重要施設または国境離島などの機能を阻害する行為の用に供されることを防止するため、注視区域、特別注視区域を指定する。土地の利用状況を調べ、規制する。特別注視区域に関しては届け出を科す、もって安全保障に寄与する。

○注視区域とは重要施設の敷地のおおむね1000メートルの区域内、国境、離島内の区域内で特に注視する必要があるものを注視区域とする。重要施設のなかでとくに重要なものを特定重要施設とする。そこから200メートルぐらいのところを特別注視区域とする。

○内閣総理大臣は調査のための情報の提供をもとめることができる。土地の利用者、関係者に資料の提供をもとめることができる。違反者には刑事罰(30万円)。調査した結果、有害なことをしていると内閣総理大臣が判断した場合勧告することができる。従わない場合は2年以下の懲役、200万円以下の罰金または併科。政府により土地の買い取りができる。特別注視

区域では届け出が必要。違反者は6月以下の懲役または100万円の罰金。

#### 〈監視対象はどこ〉

1. 米軍基地、自衛隊基地・駐屯地(軍事施設は約650か所)。海上保安庁の施設。

2. 政令で定める生活関連施設、(発電所、変電所、ガスタンク、浄水場、駅(1日平均10万人以上の利用者のある)NHK、放送局。

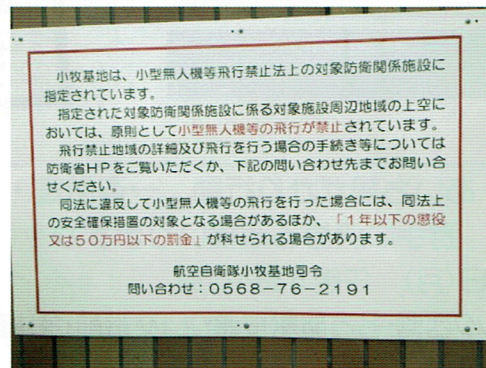
沖縄、神奈川、青森、福岡、北海道など、多くの基地施設を抱える住民は監視対象になる。愛知でいえば名古屋、金山、栄、大曾根、千種、刈谷、伏見の周辺1km。

#### 〈調査のための監視手段〉・

個人情報を政府が収集、一元化。デジタル監視法案と連携。

#### 〈この法案が成立すると〉

- ・反基地、反原発運動も制約。騒音測定、動画撮影禁止。安全保障を口実とした土地収用が可能。
- ・監視、規制の拡大、歯止めがない。市民による基地や軍事訓練などの監視、抗議活動が不可能に。
- ・秘密保護法、共謀罪、安保法案とならんで戦争できる国づくりの一環である。



小牧基地：小型無人機飛行禁止の看板

・自衛隊の準機関紙『朝雲』では「有効な監視への第1歩」としている。

・講演全体はYOUTUBEでオンライン配信。

<https://www.youtube.com/watch?v=TjmRQ86lp3Q>

重要土地等調査規制法案にたいしては「表現の自由と開かれた情報のためのNGO連合(NCFOC)が撤回を求めて声明を出しました。賛同団体は224団体。この法案の危険性が明らかになり、市民社会から廃案の声があがっています。

\* 声明文は以下 HP に掲載されています。

<https://nancis.org/2021/05/01/joint-statement20210430/>